

2018年3月20日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 新保 雄司

答 申 書

2018年3月15日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第7号（「2017年12月26日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

本請求に対して機構は、規程第14条により、公開の決定等をする期限を「相当の部分」と「残りの機構資料」とに分けて定めており、本答申は後者の機構資料の一部を対象とするものである。

公開請求のなされた機構資料について、個人情報、法人等情報、審議・検討又は協議に関する情報、及び事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

「2017-4-1」

NUMOによる全国各地での対話活動のうち、経済団体等の訪問実績（2015年度、2016年度、2017年度）の団体名、時期、内容に関して本情報公開請求書の受付日時点で機構が所有している資料のいっさい。

「2017-4-2」

2015年4月以降の「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」を巡る学生動員問題に関して、本情報公開請求書の受付日時点で機構が所有している資料のいっさい（NUMOがオーシャナイズや地域力活性化研究室等に聞き取りした結果やNUMO内で作成した調査結果に関する資料など）

○「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」は各々以下を指すものとする。

- ・2015年5月～6月、2015年10月、2016年5月～6月及び2017年5月～6月に実施した「全国シンポジウム『いま改めて考えよう地層処分』」
- ・2016年7月～10月及び2017年2月～3月に実施した「地層処分セミナー『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2016年10月～11月に実施した「地層処分意見交換会『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2017年10月17日より実施中の「科学的特性マップに関する意見交換会」

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

「2017-4-1」に該当する機構資料は以下のとおりである。

- ・第81回理事会資料「2017 事業年度上期 業務執行状況及び今後の取組み（対話活動）」

上記資料については、11頁の一部を除き公開とする。

「2017-4-2」に該当する機構資料は以下のとおりである。

①第81回理事会資料「『科学的特性マップに関する意見交換会』における不適切な参加者募集に係る対応について（案）」

②第81回理事会議事録

③第49回評議員会資料「『科学的特性マップに関する意見交換会』の参加者募集に係る発生事案への対応について」

④第49回評議員会議事録

⑤第50回評議員会資料「『科学的特性マップに関する意見交換会』の参加者募集に係る発生事案への再発防止策について（案）」

⑥第50回評議員会資料「各評議員からメールで頂戴したご意見」

⑦第50回評議員会資料「再発防止に係る提言（原案）」

⑧第50回評議員会議事録

⑨参加受付名簿

- a. 2017年5～6月 全国シンポジウム
- b. 2016年7～10月 地層処分セミナー
- c. 2017年2～3月 地層処分セミナー
- d. 2016年10～11月 地層処分意見交換会
- e. 2017年10～12月 科学的特性マップに関する意見交換会

上記資料のうち、①、③及び⑤は公開とする。また、④、⑥、⑦及び⑧は非公開、②及び⑨は部分公開とする。

3. 当委員会の判断

「2017-4-1」に該当する機構資料

- ・第81回理事会資料「2017 事業年度上期 業務執行状況及び今後の取組み（対話活動）」

上記資料11頁のうち、「出前授業」及び「ディベート授業」に関する記載の一部については、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであって、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当するため、また、「世代層向け広報ツールの作成」に関する記載は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがあるため、上記資料を規程第8条の規定により部分公開することは妥当である。

「2017-4-2」に該当する機構資料

②第81回理事会議事録

上記資料のうち、4（1）審議事項及び（2）報告事項の各々の（主な質疑）の

内容並びに4(3)審議事項「○2018事業年度 事業計画策定の方向性(案)」については、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により上記資料を部分公開とすることは妥当である。

④第49回評議員会議事録

⑥第50回評議員会資料「各評議員からメールで頂戴したご意見」

⑦第50回評議員会資料「再発防止に係る提言(原案)」

⑧第50回評議員会議事録

④、⑥、⑦及び⑧は、いずれも現在機構がHP上で公表している資料を作成する途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであって、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

⑨参加受付名簿

上記資料のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。)、**「知ったきっかけ」**、**「認知経路」**及び**「応募方法」**欄の情報のうち、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、または、「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の**「市町村等を含む地方公共団体」**の**「名称若しくは名称を特定する情報」**(他の情報を組み合わせることにより特定可能となるものを含む。)を含む情報又は機構の事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち、各々**「1. 個人情報」**、**「2. 法人等情報」**又は**「4. 事務又は事業に関する情報」**に該当するため、また、「ご意見・ご質問」欄の情報は、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち**「3. 審議、検討又は協議に関する情報」**に該当するため、規程第8条の規定により上記資料を部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2018年 | 3月15日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2018年 | 3月15日 | 第32回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2018年 | 3月20日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委	員	(座長)	新保 雄司
委	員	長	伊東 健次
委	員		秋山 一弘